

保護者の皆様へ

仙台市子供未来局運営支援課

保育所等における新型コロナウイルス感染症に係る予防措置及び発生時の対応について（令和4年1月28日改訂）

保護者の皆様におかれましては、日頃から保育所等における新型コロナウイルス感染症対策にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

現在、市内ではより感染力が高いとされるオミクロン株への置き換わりにより、新規感染が急速に拡大し、教育・保育施設でのクラスターも複数発生しております。また、感染者数の急増とともに、保育士の自宅待機が必要となる事例も多数報告されているところです。

保育所等は、感染予防措置を十分に講じたうえで、原則として引き続き開所いたしますが、保護者の皆様におかれましても、下記の感染予防措置等につきまして、一層のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

I. 新型コロナウイルス感染症に係る予防措置について

1. 保育所等における感染対策について

- 手洗いや手指消毒、職員のマスク着用の励行、施設や玩具等の消毒、こまめな換気などの基本的な感染予防対策を引き続き徹底します。
- お子様の体調について、健康観察や検温を丁寧に行い、保護者の皆様との情報共有に努めます。登園後、お子様に発熱やのどの痛み、咳などが認められ、保育所等から保護者の皆様に連絡があった場合は、お子様を迎えに来ていただきますようお願いいたします。
- 行事を実施する際は、参加者のマスク着用、手指消毒、こまめな換気などの対策を確実に講じるとともに、座席の間隔確保や時間短縮、クラスごとの分散実施等、密を回避するため、実施方法を随時見直していきます。状況によっては直前の延期や中止とする場合があります。
- 保育所等を利用する子どもに一律にマスクの着用を求めることは困難ですが、集団での発声や歌唱等を伴う活動を行う際は、十分な間隔確保や向かい合わないなど配置を工夫するとともに、お子様の発達の状況に応じて、適宜マスクを着用させる場合があります。

2. ご家庭内で気をつけていただきたいこと

- 毎朝お子様の体調の観察や検温を行うなど、健康管理にご配慮願います。また、発熱、のどの痛み、咳などの呼吸器症状が見られる場合など体調が優れない場合は、保育所等への登園は控えてください。
- 保育所等を休ませる場合は、症状（発熱、咳、のどの痛み、だるさ等）についても併せて保育所等にお知らせ願います。
- 同居のご家族に発熱、のどの痛み、咳など体調の変化が見られる場合についても、可能な限りお子様の登園を控えていただきますようお願いいたします。
- 保育所等の利用に際しては、保護者の就労（通勤や残業の時間を含みます。）や疾病等の実態を踏まえ、保育を必要とする時間帯にお子さんをお預かりすることとしております。全国的に保育所等での感染が拡大している状況から、お仕事がお休みの日などご家庭での保育が可能な場合については、可能な限りお子様の登園を控えていただきますようお願いいたします。
- 日本小児科学会の調査によると、子どもへの感染の約8割が家庭内での感染となっております。保護者を含む家族全員がしっかりと感染予防を行い、家庭内に感染を持ち込まないことが大変重要です。
- 不要な外出は極力避けていただき、やむを得ず外出する場合には、人混みをなるべく避けるとともに、手洗い、マスク着用の徹底をお願いいたします。マスクは、きちんと顔にフィットさせてつけることが重要です。不織布のマスクが最も効果が期待できます。

- 冷暖房や空気清浄機を使用している場合であっても、こまめな換気が必要です。
- ワクチンを接種することにより、発症予防、重症化の予防が期待できます。子どもを感染から守るためには、周囲の成人が免疫を獲得することが重要ですので、早期に接種されることをお勧めします。

3. 相談窓口について

- 仙台市・宮城県では、新型コロナウイルス感染症に関する健康相談窓口（コールセンター）を設けています。発熱やのどの痛み、咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合、強いだるさ、息苦しさなどが見られる場合には、かかりつけ医または下記コールセンターにご相談ください。

仙台市・宮城県の受診・相談センター（コールセンター）
電話番号：022-398-9211（24時間受付）
※聴覚に障害のある方等、電話での相談が難しい方については、
ファクス（022-200-2965）でも受付をしています。

II. PCR検査等に係る情報提供のご協力について

- 保育所等において園児や職員の陽性が判明した場合には、臨時休園等の対応をとることが見込まれます。
- そうした対応等への備えを円滑に行う観点から、下記のとおりご協力をいただきますようお願いいたします。

利用する保育所等への情報提供にご協力ください

- ・ お子さんやご家族等が、陽性者の濃厚接触者として特定された場合
- ・ 上記以外であっても、お子さんやご家族等がPCR検査を受けることとなった場合
- ・ 上記による検査の結果陽性が判明した場合

※ 濃厚接触者の特定は、保健所が行います。

※ 個人情報各保育所等で厳重に管理いたします。また、本人の同意なく個人が特定される形で公表することはありません。

III. 新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の対応について

1. 臨時休園、登園回避要請の取り扱い等について

- 感染者が発生した場合、保育所等を臨時休園とするなどの対応をとる可能性があります。
- 新型コロナウイルス感染症と診断された児童は、他者への感染の恐れが無いと判断されるまでは登園を回避いただくよう、仙台市から保護者へ要請します。
- 感染者と濃厚接触があったと判断された児童につきましても、10日間程度※自宅で経過観察していただくよう要請する可能性があります。
※ 濃厚接触者の待機期間は、今後見直される可能性がありますので、保健所の指示に従ってください。
- 臨時休園を行う場合、施設内の消毒、保健所の調査やその後の体調把握等に要する日数を勘案して、概ね数日から1週間程度を想定しています（認可施設の場合は、施設の規模、陽性者の人数、最終登園日、施設内の滞在時間や行動範囲等を踏まえて仙台市が決定します。認可外保育施設の場合は、設置者にお問い合わせください。）

2. 保健所の疫学調査への協力について

- 新型コロナウイルス感染症と診断された児童と濃厚接触があったと保健所が判定した場合につきましては、保健所から保護者の方に対しお子様の健康状態や行動履歴等の聞き取り調査などが想定されますので、ご協力をお願いいたします。

仙台市子供未来局運営支援課
電話：022-214-8179（認可保育施設）
-8487（公立保育所）
-8977（認可外保育施設）